

第16 パッケージ型自動消火設備

令第29条の4第1項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第2条で規定するパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

パッケージ型自動消火設備を設置できる防火対象物は、次によること。

- (1) 「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号。以下この第16において「告示第13号」という。）第2第1号に定める「Ⅰ型」については、同第3第1号の規定によること。
- (2) 告示第13号第2第2号に定める「Ⅱ型」については、同第3第2号の規定によること。この場合において、同号に規定する「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」については、次によること。

ア 表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のすべてに該当するものが設置されている防火対象物又はその部分とする。

(ア) 座面（正面幅がおおむね0.8m以上あるものに限る。）及び背面からなるもの

(イ) 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

イ 布団又はベッドが設置されている防火対象物又はその部分（前アに該当するものを除く。）は該当しないものとする。

((1)及び(2)令2・追加)

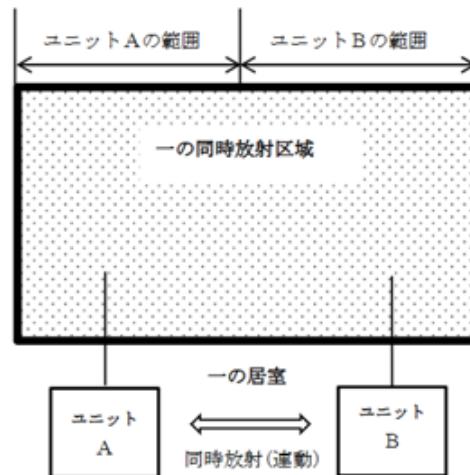
2 設置維持の基準

告示第13号第4の規定によるほか、次によること。

- (1) 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が13㎡を超えている場合においては、同時放射区域を二以上に分割して、設定することができること。

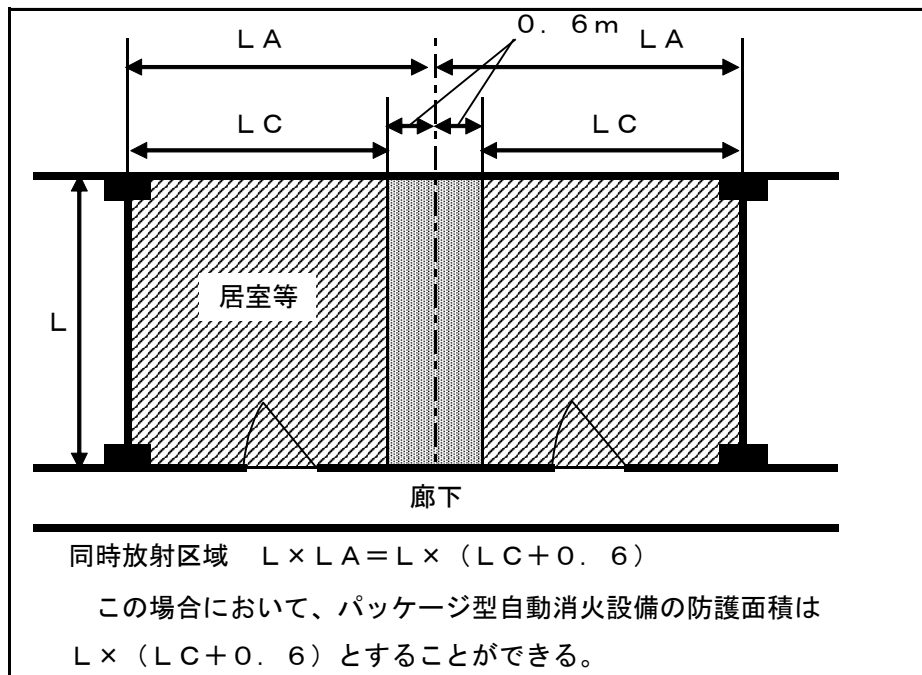


- (2) 同時放射区域を二以上に分割して設定するより、火災時における初期消火及び延焼拡大防止に有効であると判断できる場合は、一の同時放射区域として設定すること。この場合、一の同時放射区域を二以上のユニットで防護するものについては、同時に放射できるように作動装置等を連動させること。

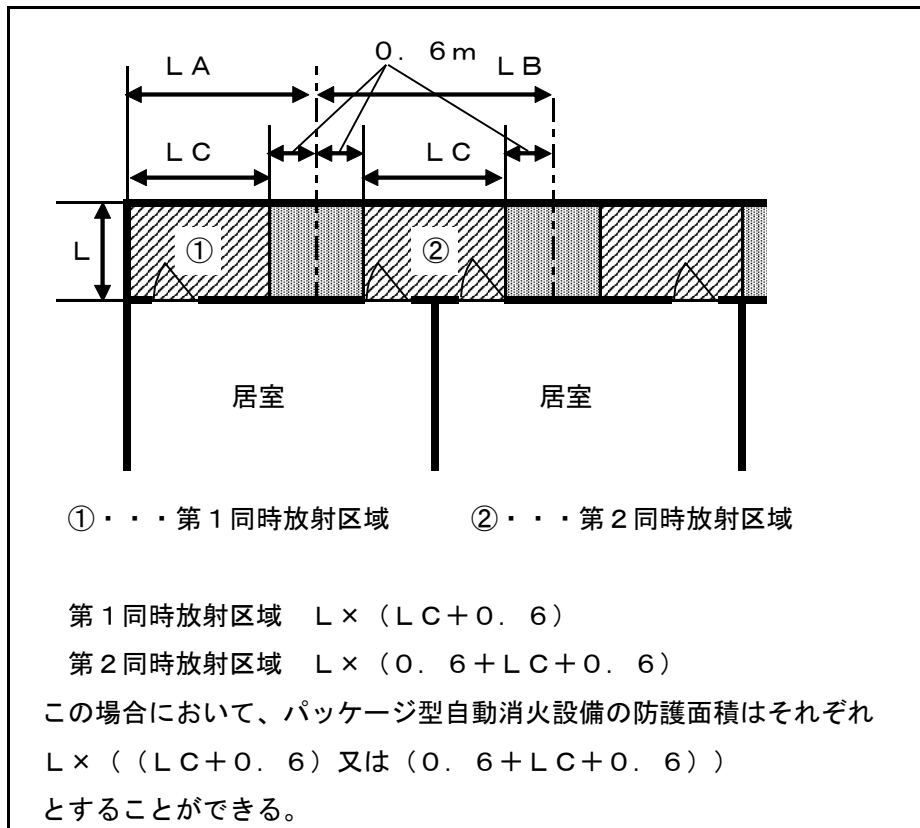


- (3) 防護面積（2以上のパッケージ型自動消火設備を組み合わせて使用する場合にあつては、当該設備の防護面積の合計）については、同時放射区域の面積以上であるものを設置することとされているが、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、0.6m長くすることができるものとする。 ☆

《一の居室等を2の同時放射区域とする場合の例》

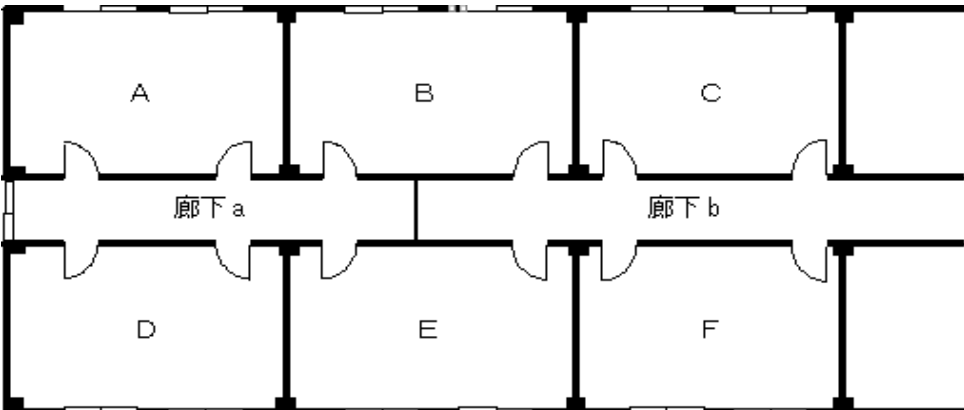


《廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合》



- (4) 消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用する場合については、告示第13号第4第6号の規定によること。この場合において、告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある、当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。

《隣接する同時放射区域の例》



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A		○					○	
B	○		○				○	○
C		○						○
D					○		○	
E				○		○	○	○
F					○			○
廊下 a	○	○		○	○			○
廊下 b		○	○		○	○	○	

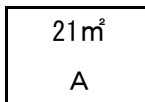
備考 ① ○印は、隣接するものを示す。
 ② 廊下 a 及び廊下 b は、一の同時放射区域を告示第 13 号第 4 第 2 号の規定により、区画した場合
 ③ 各室は、一の同時放射区域となっている。

《同時放射区域と最大防護面積の例》

凡例：----- 防火性能を有しない壁
 ————— 防火性能を有する壁

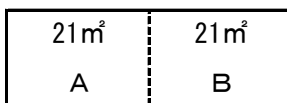
最大防護面積が21㎡のパッケージ型自動消火設備A・B・Cを設置する場合

① 居室の床面積が21㎡以下の場合



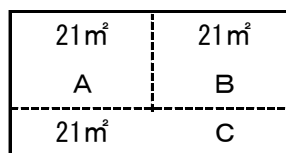
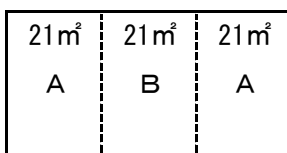
※一の同時放射区域の面積は、13㎡以上とすること。

② 居室の床面積が42㎡以下の場合

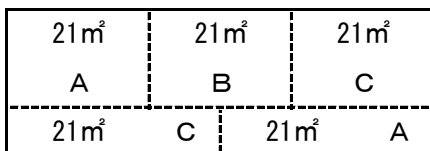


※隣接する同時放射区域間の設備は共用できない。

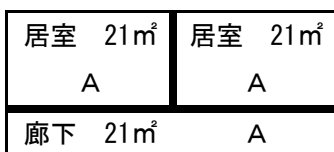
③ 居室の床面積が63㎡以下の場合



④ 居室の床面積が105㎡以下の場合



⑤ 防火性能を有する壁がある場合



※隣接する同時放射区域間で設備を共用できる。

⑥ 居室の床面積が105㎡以下の場合



※居室の扉が防火戸の場合は居室と通路で設備を共用できる。

- (5) 告示第13号第4第6号(1)ハに規定する「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように

設置する場合」とは、1の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置を講じること。

ア 1の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる2以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

(ア) 当該措置を可能とするため、告示13号第11第3号において1の作動装置等に起動信号を発信した後は、他の作動装置等に起動信号を発信しなくてもよいものとする。

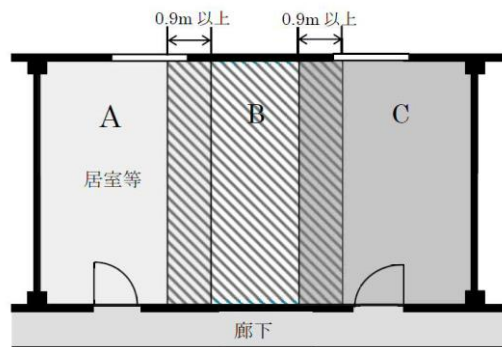
(イ) 告示第13号第4第6号イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合には、隣接する同時放射区域間で受信装置の共用が認められていないことから、隣接する同時放射区域において、各受信装置が異なる2以上の火災信号を受信したときには、それぞれ対応する同時放射区域に係る選択弁等に起動信号を発信させること。

イ 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が1の同時放射区域において異なる2以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

ウ (4)により同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性のたれ壁が設置されたもの

(6) 告示第13号第4第6号(1)ハの規定により、隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること。また、前(3)、ウの場合にあっては同時放射区域の重複が2を超えないこと。

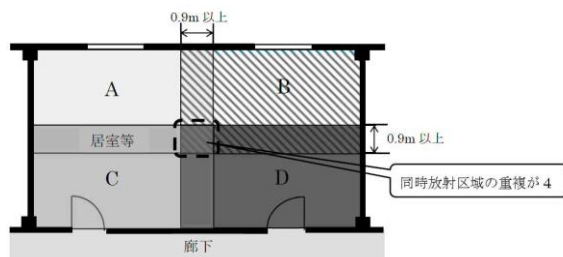
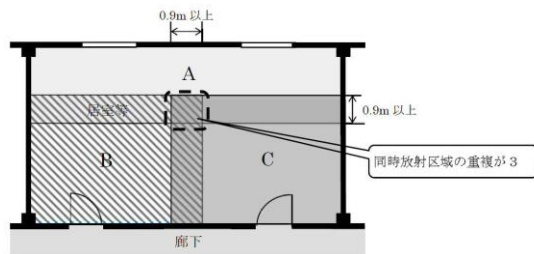
《隣接する同時放射区域の設置方法》



凡例

	同時放射区域 A		同時放射区域 C
	同時放射区域 B		同時放射区域 D

《設定できない例》



((3) 令2・追加)